

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和2年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第104号

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第1条各号列記以外の部分中「第4条第2項第4号」を「第4条第2項第5号」に改める。

第8条の表京都市登録浄化槽管理士証の項中「条例第12条第3項関係」を「条例第12条第4項関係」に、「第5条関係」を「第6条関係」に改め、同条を第9条とする。

第7条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条中「第12条第3項」を「第12条第4項」に改め、同条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(研修)

第5条 条例第12条第3項に規定する研修は、登録の有効期間内に1回以上受けさせるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部を改正する条例（令和2年3月30日京都市条例第71号。以下「改正条例」という。）による改正前の京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第3条第1項又は第3項の登録を受けている者であって、当該登録の有効期間（以下「特定有効期間」という。）内に改正条例による改正後の京都市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第12条第3項に規定する研修（以下「研修」という。）を受けさせることができなかった者（特定有効期間の満了後、引き続き改正後の条例第3条第3項の登録（以下「継続登録」という。）を受けけるものに限る。）が令和5年3月31日までに研修を受けさせたときは、特定有効期間内に研修を受けさせたものとみなす。

3 前項の規定により特定有効期間内に研修を受けさせたものとみなされた者は、継続登録に係る有効期間内においても研修を受けさせたものとみなす。

(環境政策局環境企画部環境指導課)